

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A県A市所在のB会社に平成〇年〇月に入社し、その後、平成〇年〇月に同市所在のC会社（以下「会社」という。）に出向し、D本部〇部アシスタントディレクターとして、営業等に従事していた。

請求人によると、被災者は、平成〇年〇月〇日午後11時頃に食事を終えて横になってテレビを見ていたが、翌日の午前〇時頃に居間で倒れているところを発見し、救急車を要請するとともに心臓マッサージを行い、E病院に搬送したとしている。死体検案書によると、死亡日時は平成〇年〇月〇日午前〇時〇分、発症から死亡までは約3時間、直接死因欄の傷病名は「急性循環不全」とされている。

請求人は、被災者の死亡は過重労働によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会としても、F医師の意見書のとおり、被災者が死亡に至った疾患名は、「心停止（心臓性突然死）」（以下「本件疾病」という。）であり、その発症時期は、平成〇年〇月〇日午後11時頃であったものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む心臓疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 異常な出来事への遭遇について

被災者には、発症直前から前日までの間において「異常な出来事」に遭遇したとの事実は認められない。

(4) 短期間の過重業務について

ア 請求代理人は、被災者が発症当日に直面していたクレームに対する心理的負荷の評価が軽きに失すると主張しているが、当該クレームについては、G本部長が直接対応しており、被災者はバイヤーに対して経過報告を行ってはいないものの、被災者ら販売業者に対しては強い叱責はなかった旨の製造元のH社長の申述も認められることから、精神的緊張を伴う業務であったとまでは認められない。

イ また、請求代理人は、JRや長距離バスによる出張先への移動時間は労働時間に算入すべきであると主張しているが、被災者の場合、当該移動中にパ

ソコンで資料作成を行うなどの実作業には従事しておらず、読書や睡眠をとるなどの自由利用も可能であったと認められることから、当該移動時間を時間外労働であるとみなすことはできない。

ウ 以上の事実から、被災者の発症前1週間の総労働時間数を算定すると、55時間4分（時間外労働時間数は15時間4分）であり、その他特に心身への業務負荷要因は認められないことから、被災者が発症前おおむね1週間において、特に過重な業務に従事したとは認められない。

(5) 長期間の過重業務について

請求代理人は、被災者の発症前2か月間ないし6か月間における月平均時間外労働時間数は80時間を優に超える旨主張しているので、以下、検討する。

ア 休憩時間

請求代理人は、被災者は所定の1時間の休憩がとれていなかったと主張しているが、その根拠は不明であり、同僚のIは、要旨、「ルート営業は日報のとおりと思う。被災者はA市内だったので、1時間の休憩はとれていたと思う。」と述べ、G本部長も、要旨、「被災者の1日の売上げは20万円、30万円くらいであり、業務量としては多くない。1時間の休憩がとれないほど忙しくない。」と述べていることから、被災者は所定の1時間の休憩はとれていたと判断できるものであり、当該主張は採用できない。ただし、1日6時間未満の休日出勤に対しても一律に1時間の休憩をとっていたとみなすことは妥当ではなく、短時間の出勤については休憩がなかったものと推定するのが妥当である。

イ 持ち帰り残業

請求代理人は、被災者は月に2、3回自宅に伝票類を持ち帰って仕事をしていたと主張しているが、その具体的な内容は明らかではなく、また、その成果についても客観的な資料は示されておらず、当該主張は採用できない。

ウ 個別の始業及び終業時刻

当審査会としては、被災者の始業及び終業時刻について精査したところ、以下のとおりであると判断する。

(ア) 平成〇年〇月〇日について、請求人は、被災者が午後11時頃に会社の電話から請求人の携帯電話に電話をかけているから終業時刻はそれ以後であると主張しているが、その根拠となる通話記録は確認されておらず、当

該主張は採用できない。

(イ) 平成〇年〇月〇日について、監督署長は、被災者の始業及び終業時刻を営業会議の開始及び終了時刻と同一とみなしているが、その根拠は不明であり、通常の営業日と同様に始業時刻は午前9時、終業時刻は午後6時と推定することが妥当である。

(ウ) 平成〇年〇月〇日について、被災者が午後7時3分に「J」に電話をかけた事実が確認されることから、終業時刻は午後7時5分と推定するのが妥当である。

(エ) 平成〇年〇月〇日について、被災者が午後9時17分に請求人に電話をかけた事実が確認されることから、終業時刻は午後9時17分と推定するのが妥当である。

(オ) 平成〇年〇月〇日について、被災者が午後6時27分に「K」に電話をかけた事実が確認されることから、終業時刻は午後6時30分と推定するのが妥当である。

エ 以上のおり、合理的な推定の範囲内で被災者が業務に従事した最大限の可能性を考慮し時間外労働時間数を算定すると、発症前1か月間の時間外労働時間数は49時間03分、発症前2か月間ないし6か月間における月平均時間外労働時間数の最長は発症前6か月間を平均した71時間44分であり、業務と発症との関連性が強いと評価できる80時間に至らず、その他特に心身への業務負荷要因は認められないことから、被災者が発症前おおむね6か月間において特に過重な業務に従事したとは認められない。

	時間外労働時間数	発症前2か月間ないし6か月間における月平均時間外労働時間数	
発症前1か月	49時間03分		
発症前2か月	79時間00分	2か月平均	64時間02分
発症前3か月	81時間38分	3か月平均	69時間54分
発症前4か月	52時間42分	4か月平均	65時間36分
発症前5か月	86時間43分	5か月平均	69時間49分
発症前6か月	81時間16分	6か月平均	71時間44分

(6) 基礎疾患について

F 医師は、意見書において、健康診断結果通知票によれば、被災者は、基礎

疾患として、脂質異常、不完全右脚ブロック、軽度の肝機能障害、高尿酸血症などの動脈硬化性疾患（心臓性突然死）の危険因子を有していた可能性がある旨述べている。

(7) 以上のとおり、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められず、一方、被災者には基礎疾患として本件疾病の危険因子を有していた可能性が認められることから、被災者の本件疾病の発症及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。